

VII 政党の解散・合計・分割等

- 1 政党が解散し、若しくは目的の変更により政治団体でなくなり、又は政党交付金の交付の対象となる政党としての要件を満たさなくなった場合は、その政党の代表者であった者は、原則としてその日の翌日から起算して15日以内に総務大臣にこれを届け出るものとされています。
- 2 1の場合、解散等をした政党に対しては、未交付の政党交付金は、交付しません。
(ただし、4・5・6を参照のこと。)
- 3 政党が解散し、又は目的の変更等により政治団体でなくなった場合は、その政党の会計責任者であった者は、その年における政党交付金の使途等について、VIに準じて総務大臣に報告するものとされています。
- 4 2以上の政党が合併した場合については、次の特例が適用されます。
(1) その年分として、当該合併により解散する政党(以下「合併解散政党」という。)に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、総選挙又は通常選挙が行われな限り、合併により存続する政党(以下「存続政党」という。)又は合併により新たに設立される政党(以下「新設政党」という。)で、合併の日の翌日から起算して15日以内にその政党の名称、合併解散政党の名称、合併に関する文書の写し等を届け出たものに対して、交付します。
(2) 合併の翌年以後及び総選挙又は通常選挙後の政党交付金の配分については、存続政党又は新設政党がIVの届出を合併に関する文書の写し等の提出と併せて行った場合には、合併解散政党の得票数を存続政党又は新設政党が自ら得た得票数とみなして、政党交付金の額を算出します。
- 5 政党の分割が行われた場合については、次の特例が適用されます。
(1) その年分として、分割により解散する政党(以下「分割解散政党」という。)に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、総選挙又は通常選挙が行われな限り、分割により設立される政党(以下「分割政党」という。)で、分割政党の設立の日の翌日から起算して15日以内にその政党の名称、分割解散政党の名称、分割に関する文章の写し等を届け出たものに対して、交付します。

[分割政党に交付される政党交付金の額]

$$= \left[\frac{\text{分割解散政党に対する}}{\text{未交付金の額}} \right] \times \frac{\text{[分割政党の所属国会議員数]}}{\text{[全分割政党の所属国会議員数の合計]}}$$

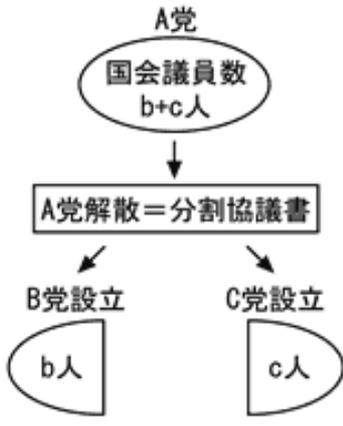
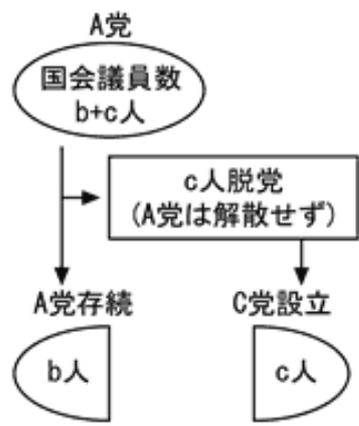
(2) 分割の翌年以後及び総選挙又は通常選挙後の政党交付金の配分については、分割政党がIVの届出を分割に関する文書の写し等の提出と併せて行った場合には、分割解散政党の得票数を各分割政党の所属議員数に応じて按分した数を、その分割政党が自ら得た得票数とみなして、政党交付金の額を算出します。

- 6 政党が政党交付金の交付の対象とならないよう政治団体となった場合は、政党の要件に該当しない政治団体となった日の属する月までの月割分は、特定交付金として、既交付の政党交付金に加え、その政治団体に交付します。

分割・分派について

分割(特例あり)

分派(特例なし)

<p>政党の異動</p>	 <p>A党 国会議員数 b+c人</p> <p>A党解散=分割協議書</p> <p>B党設立 b人</p> <p>C党設立 c人</p>	 <p>A党 国会議員数 b+c人</p> <p>c人脱党 (A党は解散せず)</p> <p>A党存続 b人</p> <p>C党設立 c人</p>	
<p>その年(選挙がない場合)の 政党交付金</p>	<p>B党分=旧A党分の残額 $\times \frac{b}{b+c}$</p> <p>C党分=旧A党分の残額 $\times \frac{c}{b+c}$</p>	<p>Aのみ政党交付金を受ける。</p>	
<p>翌年以降(選挙がない場合)の政党交付金</p>	<p>議員数割</p>	<p>B党分=議員数割総額 $\times \frac{b}{\text{全政党の議員数}}$</p> <p>C党分=議員数割総額 $\times \frac{c}{\text{全政党の議員数}}$</p>	<p>A党分=議員数割総額 $\times \frac{b}{\text{全政党の議員数}}$</p> <p>C党分=議員数割総額 $\times \frac{c}{\text{全政党の議員数}}$</p>
	<p>得票数割</p>	<p>B党分=得票数を 旧A党の得票数 $\times \frac{b}{b+c}$ により算出した額</p> <p>C党分=得票数を 旧A党の得票数 $\times \frac{c}{b+c}$ により算出した額</p>	<p>A党分=A党の得票数により算出した額</p> <p>C党分=なし</p>

(注) 分割・分派後において各政党が政党要求を満たす場合。